

令和 6 年

第 7 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和6年 第7回 定例・臨時委員会 議事録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	令和6年5月22日 午前・ <u>後</u> 3時35分		両津地区公民館 3階 第1学習室
閉会日時	令和6年5月22日 午前・ <u>後</u> 5時14分		
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 者		欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 香遠 正浩		2番委員 瀧川 紀子	加藤 雄一郎
1番委員 加藤 雄一郎			後藤 まき子
3番委員 岩崎 奈美			
4番委員 後藤 まき子			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
教育次長 鈴木健一郎 学校教育課 課長 渡邊 一哉 教育次長補佐 兼社会教育課長 市橋 秀紀 管理主事 本間 智英 教育次長補佐 兼教育総務課長 柳澤 正二 社会教育課 課長補佐 鶴間 基宏 教育総務課 課長補佐 若林 昭宏 佐渡学センター 文化振興係長 本間 克彦 総務係主任 小林 唯美 世界遺産推進課文化財室 室長 藤井 隆博			
傍 聴 人	<u>有</u> ・無	1人	
報告の 要旨	「議事の概要」のとおり		

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果		
なし		
会 議 に 付 議 し た 事 件 の 題 目		
議案第 61 号	佐渡市教育委員会委員き章規程の制定について	
議案第 62 号	佐渡市外国語指導助手就業規則の全部を改正する規則の制定について	
議案第 63 号	「佐渡市部活動の在り方に係る方針」の一部改正について	
議案第 64 号	佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	
報告事項	1 学校情報について 2 令和 6 年度佐渡市一般会計補正予算（第 2 号）の概要について 3 一般財団法人佐渡文化財団の経営状況について 4 小木町伝統的建造物群保存地区の状況について 5 学校再編統合協議会の状況について 6 その他	
次回会議開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ ☒ 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

・香遠教育長	◎本定例教育委員会は、午後 3 時 35 分から開催した。 ・ ただ今から、令和 6 年第 7 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ はじめに、日程第 1 「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、加藤委員と後藤委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 ・ 日程第 2、議案第 61 号「佐渡市教育委員会委員き章規程の制定について」事務局の説明を求めます。
・柳澤教育総務課長	【説明要旨】 ・ 教育委員の視察や研修会等に参加される際に、対外的に身分を示すものがなく、今回き章を貸与するための規則を制定するものです。 ・ 第 2 条は、き章のはい用として、公務に従事する際はき章を原則としてはい用し、そのき章は全国市町村教育委員会連合会が定めるものとするものです。 ・ 第 3 条のき章の貸与として、この訓令施行日現在において委員である者、また、新たに就任した者に貸与するということです。 ・ 第 4 条には他人への貸与や譲渡の禁止、第 5 条には紛失した場合は教育委員会に届出をし、実費弁償することが盛り込まれています。 ・ 訓令は公表日から施行し、令和 6 年 5 月 8 日から適用するものです。3 ページと 4 ページにはそれぞれ貸与簿と紛失・損傷届が載っています。
・香遠教育長 ・岩崎委員	・ ただ今の説明に対して、質問等がありますか。 ・ き章の件、ありがとうございます。具体的には、大きさとかどういったものなのでしょうか。
・柳澤教育総務課長	・ 大きさのイメージとしては、今、私が付けている佐渡市のき章くらいの大きさになると思います。また、デザインは全国市町村教育委員会連合会のマークです。お認めいただければ、委員の方にお渡ししたいと思います。
・岩崎委員 ・香遠教育長	・ ありがとうございます。 ・ き章につきまして、その他ご質問、ご要望等ありますか。 ・ 公務での視察や研修、また様々な式典の際に付けていただくこととなります。よろしいでしょうか。 ・ では、採決をいたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
・委員全員 ・香遠教育長	・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号「佐渡市教育委員会委員き章規程の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第 3、議案第 62 号「佐渡市外国語指導助手就業規則の全部を改正する規則の制定について」事務局の説明を求めます。
・渡邊学校教育課長	【説明要旨】 ・ 佐渡市外国語指導助手就業規則の全部を改正する規則ということで、今回お伺いいたします。

・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・渡邊学校教育課長 ・香遠教育長	・ 全部改正とありますが、大きな改正点は特別休暇の部分で、これまで子の看護休暇については、就学前の子に対し 5 日、子が 2 人以上の場合は 10 日を認めていましたが、県内の他市及び全国的な動きを参考にしたところ、小学未就学児から中学校就学前まで拡大されているところです。構成軸、内容整理、表現を改めるということから全部改正としましたが、中身自体は特段変わっておりません。 ・ 次ページから佐渡市外国語指導助手就業規則となっております。第 16 条特別休暇の 11 号に、以前は小学校就学の始期に達するまでの子としていましたが、今回、中学校就学の始期に達するまでの子に改正し、A L T の福利厚生者の改善を図りたいと思います。 ・ 今回、新旧対照表につきましては、全部改正ということで付いておりませんが、大きく変わる部分についてはこの点です。 ・ なお、佐渡市におきましては、ジェットプログラムでC I Rとして観光部門に来ていただいていますし、社会教育課でS E Aというスポーツの国際指導員も来ています。これらは規則が改正されており、今回のA L Tの規則改正により佐渡市の海外の方に対する全ての規則が揃ったこととなります。 ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号「佐渡市外国語指導助手就業規則の全部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第 4、議案第 63 号「佐渡市部活動の在り方に係る方針の一部改正について」事務局の説明を求めます。 【説明要旨】 ・ この佐渡市部活動の在り方に係る方針は、中学校校長会部活動運営ガイドラインを踏まえ、教育委員会の方で中学校における部活動の適切な運営を図ることを目的に平成 30 年 10 月に制定されました。 ・ 令和 5 年 8 月に一部改正をしており、今回更に改正を行うものです。 ・ 改正部分は休養日の設定についてです。 ・ 休養日の曜日は各学校で決定する。ただし、佐渡市地域クラブ活動が実施される日の前後日（土曜日、日曜日、祝日をいう）については休養日とする。と改めたいと思っております。 ・ 昨年は月 1 度の地域クラブ活動のため、「月に 1 度、市内の中学部の休養日を設ける」という記述でしたが、今年度から月に 2 回へと回数が増えていることを考慮し、「佐渡市地域クラブ活動が実施される日の前後日（土曜日、日曜日、祝日をいう。）については休養日とする。」に改めさせていただきたいというものです。 ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。
---	--

・加藤委員	・ 昨年は、月に1回ということだったのが、2回になったとおっしゃいましたが、その2回というのは地域クラブによって決まっていないということですか。前は第3日曜日であったということですか。今はクラブによって違うということですか。
・渡邊学校教育課長	・ クラブにより土曜日であったり日曜日であったりと曜日が変わっていますので、それに合わせてお休みを取っていただきたいというものです。
・香遠教育長	・ 基本的には、第1、第3の週末ですが、来年は回数が更に増え月3回となるため、この規則を改正せず来年も対応できる表現に改めることとしました。
・加藤委員	・ 前後日っていう解釈ですが、土曜日に行われた場合は日曜日、日曜日に行われた場合は土曜日という解釈でよろしいですか。
・渡邊学校教育課長	・ はい。
・加藤委員	・ 分かりました。
・香遠教育長	・ その他いかがでしょうか。
・岩崎委員	・ 理解ができていなくて申し訳ないですが、土曜日とか日曜日に生徒たちは部活ではなくて地域クラブでそれぞれの活動をすると思いますが、例えばスポーツだと、けっこう土日もっていうと、子どもたちの疲労が溜まったりとか休む暇がなかなかないのではないかなというのがあるって、その分の休養日は平日で設けたりということなのではないでしょうか。その活動する分を平日の部活をお休みするとか。
・渡邊学校教育課長	・ 休養日の設定で、1週間あたり2日以上休養日を設けるため、学校の部活を休んでいただくという内容です。エンジョイ型の地域クラブに参加することは可能ですが、学校として休んでいただきたいというお願いです。
・岩崎委員	・ ありがとうございます。
・後藤委員	・ 休養日と違いますが、今ほど加藤委員の質問の地域クラブの活動日はクラブによって違うとおっしゃったと思いますが、それが基本かもしれませんが、今回、バドミントンですが学校によって活動日が違っていただけで、指導者の方は第1、第3で最初聞いていたのですが、第1、第4だったというところがあるって、上手く伝達されていなかったようなことがありまして、クラブによって違うのか、何週目、何曜日に行くという決定は学校が主体なのか、地域クラブの方である程度決めてしまっているのかどちらかなと。
・鈴木教育次長	【説明要旨】 ・ 決め方ですが、我々としては第1、第3日曜日で提案をしましたが、学校行事や大会等と被ることもあり、学校の校長会で確認してもらい、更に実際に指導している各クラブの指導者と調整を図りながら日程を決めてもらうという形になっています。 ・ 我々が一方的に日にちを決めたのではなく、学校の意見と指導者等の意見をすり合わせ、各クラブで調整をして日にちが決定されています。
・後藤委員	・ はい、分かりました。多分その連絡が、指導にあたる人のところに、本当にギリギリで、前日の夜伝えられたみたいなのがあるって、上手く伝

・市橋社会教育課長	わらなかったのかなというところです。はい、分かりました。ありがとうございました。
・後藤委員 ・香遠教育長	・ その調整は、社会教育課が担当でして、詳細については未確認ですが、今後同様のことが起こらないよう、調整不足がないようにしていきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。申し訳ありませんでした。 ・ お忙しい中ありがとうございます。 ・ その他ありますか。 ・ それでは採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
・委員全員 ・香遠教育長	・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号「佐渡市部活動の在り方に係る方針の一部改正について」は、原案どおり可決されました。
・委員全員 ・香遠教育長	・ 次に、議案第 64 号及び報告事項 1 から報告事項 3 については、「個人情報に関する内容が含まれている」こと、また、議案第 64 号、報告事項 2 及び報告事項 3 については、「市議会への上程前である」ことから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 挙手 ・ 全会一致であります。よって、議案第 64 号及び報告事項 1 から報告事項 3 までを秘密会とすることといたします。
・委員全員 ・香遠教育長	【秘密会】 ・ 議案第 64 号「佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、柳澤教育総務課長より説明する。
・委員全員 ・香遠教育長	【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】 ・ 報告事項 1 「学校情報について」、本間管理主事より説明する。 ・ 報告事項 2 「令和 6 年度佐渡市一般会計補正予算（第 2 号）の概要について」、柳澤教育総務課長、市橋社会教育課長、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 報告事項 3 「一般財団法人佐渡文化財団の経営状況について」、市橋社会教育課長より説明する。
・香遠教育長	【以上の報告については、質疑を経て終了した。】 ・ 報告事項 4 「小木町伝統的建造物群保存地区の状況について」事務局の説明を求めます。
・藤井世界遺産推進課文化財室長	【説明要旨】 ・ 小木町伝統的建造物群保存地区の状況については、先週 17 日金曜日に報道されましたが、5 月 17 日に国の文化審議会が小木町を重要伝統的建造物群保存地区、略して重伝建といいます。この選定の答申を行い、正式に選定されるのは官報告示が終わってからになります。 ・ 官報告示は秋頃になるのではないかとおもわれますが、文化庁が決めることであるため、市からははっきり申し上げることはできません。 ・ それでは資料についてご説明をいたします。

・香遠教育長 ・藤井世界遺産推進課文化財室長 ・岩崎委員 ・藤井世界遺産推進課文化財室長 ・岩崎委員 ・市橋社会教育課長 ・香遠教育長 ・市橋社会教育課長 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・柳澤教育総務課長	・ 1 番目の令和 5 年 12 月 27 日に教育委員会で保存地区と保存活用計画を決定していただきました。それを受けて年を明けて、1 月 4 日に告示の方をしております。また、9 日には国の方に申出を行っております。選定の概要については、小木町の一部で、約 13.3 ヘクタールということになっております。 ・ 小木町の街並みの特色としては、本町通りと浜町通りがあり、この海岸沿いに円弧状に沿って綺麗に街並みが並んでいるところです。 ・ 建築物の特色としては 2 階部分が出ているところで、国の文化審議会からも貴重なものと報告を受けております。 ・ 今後についてですが、全国には現在 127 の重要伝統的建造物群保存地区が選定されており、今回、小木町と共に長野県須坂市も選定される見込みで、正式に決まれば全国で 129 の重要伝統的建造物群保存地区が存在することとなり、小木町に関しては県内では 2 例目となります。 ・ 小木町については、宿根木地区もすでに重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、そちらと連携を図りながら、保存及び活用について関係機関等と共に考え、進めていきたいと思ひます。 ・ ただ今の説明に対して、質疑等ありますか。 ・ 宿根木地区との連携ですが、具体的な構想はありますか。 ・ 小木町と宿根木地区とは 4 キロほどの距離があり、宿根木地区は街並み保存にかなり力を入れている一方、小木町は比較的一般的な街並みであると思ひます。自転車レンタルなど利用して、お互い行き来しながら観光面等活用していけたらと考えております。 ・ 宿根木のように、例えば小木の街並みも、街並みの色というか、そういったものを揃えとか、そういうことはこれからは特にはないのですか。 ・ 宿根木地区はだいたい似たような色ですが、小木町はある程度ばらけている色もあるため、現状を維持しながらの保存が条件となってきます。 ・ はい、ありがとうございます。 ・ 私からも提案があるのですが。 ・ 市橋課長。 ・ 小木町と宿根木地区の間に社会教育課所管の佐渡国小木民俗博物館があります。その博物館も何か協力と言うか、一緒にさせていただければと思ひますので、よろしくお願いします。 ・ 他ありませんか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次、報告事項 5 「学校再編統合協議会の状況について」事務局の説明を求めます。 【説明要旨】 ・ 一つ目は赤泊中学校・南佐渡中学校です。今年 11 月 16 日に閉校記念式典
--	---

・香遠教育長 ・岩崎委員 ・柳澤教育総務課長 ・岩崎委員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・渡邊学校教育課長	を予定しており、教育委員の皆様には来賓としてご出席をお願いしたいと思います。時期が来ましたら、ご案内させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。 ・ この式典に関して、5月2日の第1回式典部会において式典の内容や役割分担について協議いたしました。また、両校の事前交流を行っておりますが、今年度に入ってから交流は継続して行っています。今後は月2回程度の交流を計画しています。 ・ 二つ目の新穂小学校・行谷小学校の再編統合協議会ですが、令和6年度第1回協議会が4月24日に行われました。令和5年度協議会の確認事項で、統合先、校名共に新穂小学校、校歌と校章は新しく作成、制服は私服というところを再確認いたしました。 ・ 三つ目の相川地区です。七浦小学校は5月16日、金泉小学校は5月21日に再編統合協議会があり、令和5年度で決まったことの再確認をしました。相川小学校につきましては明日5月23日に、協議会で決まったことの再確認をする予定です。 ・ この三つの協議会の内容を踏まえ、6月12日には3校合同の再編統合協議会を開き、その際には令和8年4月の統合に向けた課題の整理等を行っていく予定です。 ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 ・ 昨年、一般の方が傍聴できるかどうかという件が一部の方からあがっていましたが、今年度はそういう傍聴なども自由にできる形なのでしょうか。 ・ 傍聴の希望があれば参加可能と聞いています。今回の各学校での再編統合協議会では傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。 ・ はい、ありがとうございました。 ・ 他にありますか。 ・ 質疑なし。 ・ 他に質疑なしと認めます。 ・ 次に報告事項6「その他」ですが、事務局からありますか。 【説明要旨】 ・ 5月21日に地域クラブ活動推進協議会を開催したという報告です。 ・ 委員8名に参集いただきました。正副議長については伊藤委員が会長、雑賀委員が副会長に選任され決定し、今年度はこの体制で進めていくことを確認しております。 ・ 報告事項については（1）から（3）までです。 ・ （1）の令和6年度佐渡市地域クラブ活動申込状況については、資料 No. 3にあります。スキップ型については、資料作成時点で185名、エンジョイ型については266名のお申込みがあるという状況です。 ・ （2）は指導者研修会を開催したこと。 ・ （3）は市の担当者が県や国の研修会に参加したことのご報告です。 ・ 意見については、A4両面一枚の資料ですが、赤字部分は事務局が回答し
--	--

・香遠教育長 ・岩崎委員 ・鈴木教育次長 ・岩崎委員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・市橋社会教育課長 ・香遠教育長 ・委員全員	た内容となっております。 ・ 議題の部分では、令和6年度は地域クラブ活動だよりを作成し、毎月各クラブからの記事を掲載することでPRしクラブの認知度をあげていくことを承認いただきました。 ・ また、佐渡市のホームページにおいても、この地域クラブ活動を広く紹介していくことを確認させていただきました。 ・ クラブ活動の制度や会場の使用等、確認の意味も含めてご意見いただいたと考えております。その部分も含め、随時見直しながら地域クラブ活動の運営を進めていきたいと思ひます。 ・ 昨年からはまった佐渡市地域クラブ活動がますます広まていくよう周知し、また、指導者の方々への連絡及び情報共有も速やかに行えるようしていきたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。 ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 ・ エンジョイ型の今年度の数を見て、2.5 倍以上増えているので少し驚きました。意外でした。あとスポーツが多分ソフトテニスの方の数が減ったのか分からないですが、もう少し増えてもいいかなというのが感想でした。 ・ ありがとうございます。回数自体も増えるので、増えてはいますが、でもやはり人数も増えてるので良かったと思ひます。 ・ スキップ型の方は、やはり佐渡市地域クラブとしてではなく、自走して自分たちでやるんだと、自分たちでお金を取って自分たちのチームでやるんだというようなクラブも出てきていますので、無理に佐渡市地域クラブにというのではなく、自走している関係で減っているということもあるので一概に悪いということは思ひていません。 ・ エンジョイ型の方は市としてしっかり継続していきたいと、今年度から社会教育課の方にはスポーツ担当の地域おこし協力隊も来ましたので、その人に見ていただいて YouTube 等得意みたいなので、その点の方も頑張っていきたいと思ひます。 ・ ありがとうございます。 ・ 他にありますか。 ・ 質疑なし。 ・ 他にはなしと認めます。 ・ 事務局から他にありますか。 ・ お知らせを一つさせてください。6月16日日曜日午後1時15分から金井の能楽堂で「ふらっと狂言会」というイベントが開催されます。野村萬斎さんの弟である野村万之丞さんをはじめとした若手チームが、ふらっと来て地域で狂言をするということです。今回は真野小学校及び真野中学校の鷺流狂言の子どもたち10人程度も前座になるのでしょうか一緒に参加します。チラシが完成したら、周知いたします。 ・ 委員の皆様から、何かご報告、ご連絡等ありますか。 ・ 報告、連絡事項なし。
--	---

・香遠教育長	・ ないようですので、日程第6「報告事項」はこれで終了いたします。 ・ 日程第7「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、6月26日（水）に定例会を開催したい旨を説明した。】
・香遠教育長	・ 以上で令和6年第7回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 午後5時14分終了